

令和7年度 基本施策評価シート

基本施策	F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします	
2025年度にめざす姿	対 象		意 図
	市民が		互いの人権が尊重されたまちで暮らしている。
第五次総合計画[前期基本計画]基本施策掲載ページ			151～154ページ
基本施策主管課名	人権男女共同参画室	関係課名	子育てサポート課、こどもみらい課、障害福祉課、高齢者すこやか支援課、生涯学習企画課

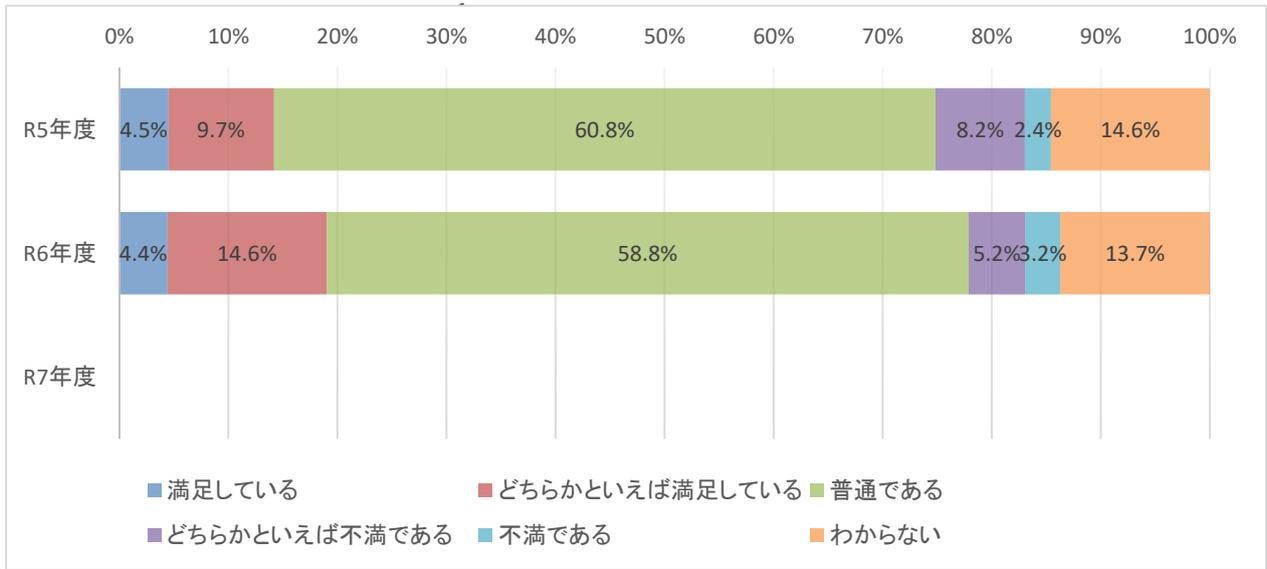
基本施策の総合評価

総括	<p>●基本施策の成果指標である「この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合」は、81.5%(令和6年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である75.0%を上回った。一方、「社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合」は、20.2%(令和6年度実績)で、16.4%(令和5年度実績)を上回ったものの、2025年度(令和7年度)に目指す姿である30.5%は下回っており、また、基準値である27.7%(平成28～令和2年度平均)からも下回っている。「市の審議会等への女性委員の登用率」は、23.3%(令和6年度実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である40.0%を下回っており、また、基準値である23.9%(平成28～令和2年度平均)からも下回っている。</p> <p>●インターネット上のプライバシー侵害やSNSによる誹謗中傷が全国的な社会問題となっているほか、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめとした多くの「ハラスメント」が問題となるなど、様々な人権侵害事例が後を絶たない。</p> <p>●市民を様々な人権侵害から守るために、相談、支援を行う各相談窓口の周知先を広げるとともに、多様化、複雑化する相談に対応できるよう、支援者(相談員)の資質向上に努め、相談体制の強化を図った。</p> <p>●男女共同参画の推進においては、男女共同参画推進センターの講座受講者の満足度と理解度が高い水準を維持しており、市民の「男女共同参画」に関する学習の場の提供や、理解の増進に寄与することができた。</p> <p style="text-align: center;">以上を踏まえ、今後の主な取組みは次のとおりとする。</p>
F1-1	<p>●様々な人権侵害事例への関心が高まっていることを背景に、時代の変化を捉えた人権啓発資料を作成し配布するなど、引き続き法務局や市民団体などの関係機関及び市内の小中学校や社会教育施設等と連携しながら啓発を強化するほか、人権問題講演会については、市民が興味を持つような人権課題や講師選定を行うとともに、幅広い年代が参加しやすい開催日時の検討、新たな周知先の開拓、各世代に合わせた広報媒体の活用を行う。</p> <p>●人権啓発リーフレットの配布について、小中学校の保護者に対してデジタル配信を行うことで、人権意識の向上を図る。</p> <p>●障害者については、授産製品販売促進事業「はあと屋」の取組みや「障害者アート作品展」を広く周知することで、市民が障害者の作品等に触れる機会を増やし、障害者に対する更なる理解の促進を図る。</p>
F1-2	<p>●多様化、複雑化する相談に対応できるよう、研修等に参加し、支援者(相談員)の資質向上に努めるとともに、関係機関との連携を図り相談体制を整える。</p> <p>●こどもや子育て世代に対しては、Instagramなどのデジタル媒体を活用した効果的な周知広報を行う。また、学習者用端末への「こども相談アプリ」の導入や、「こども相談センター」と「こども家庭センター」の二つの機関により、こども・子育て専用ダイヤルやLINE相談等により、いつでも気軽に相談できる体制をさらに充実する。</p> <p>●高齢者の相談窓口である地域包括支援センターと民生委員やケアマネジャー等の地域関係者の協力により、支援を必要とする介護者の把握に努め、家族等介護教室や訪問等による個別支援等につなげる。また、地域が成年後見制度を必要とする高齢者に気づき、相談につなげることができるよう、長崎市権利擁護・成年後見支援センターによる、制度及び相談窓口の周知・啓発と相談支援の機能強化・後見人の支援等を行う。</p> <p>●障害者については、基幹相談支援センターの業務を担う人材の確保と機能の充実に努め、相談支援体制の強化を図る。</p>
F1-3	<p>●男女共同参画の推進に関する講座の実施については、「男女共同参画」をより身近なこととして興味を持ってもらえるような講座内容にするなど、工夫をすることで引き続き受講者の満足度及び理解度の向上に努める。このうち、デートDV防止授業の実施については、引き続き、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市内全中学校に対し実施を呼びかける。</p> <p>●女性の積極的な登用に向けて、事業者及び市民に対して意識の醸成を図るための情報発信や講座等を実施するとともに、市役所内でも女性の活躍推進に努める。</p>

二次評価(施策評価会議による評価)

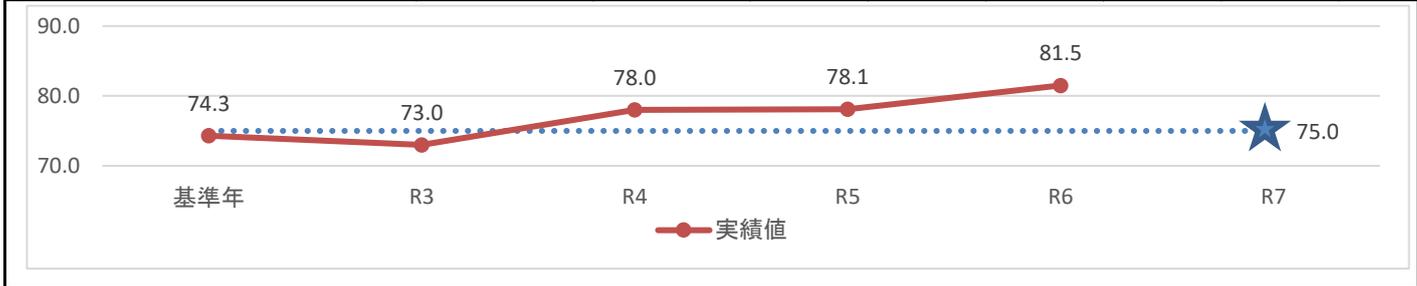
- 【F1-1】
人権啓発リーフレットについては、手法の妥当性の検討を行うこと。また、SNSやショート動画との親和性が高いので、そういったメリットもあることをふまえてデジタルの活用も含め検討すること。
- 【F1-2】
「アマランス相談」の名称が、何の相談を受ける場所なのかを市民がイメージしにくいと感じるため、分かりやすい名称を検討してはどうか。

基本施策に対する市民満足度調査結果

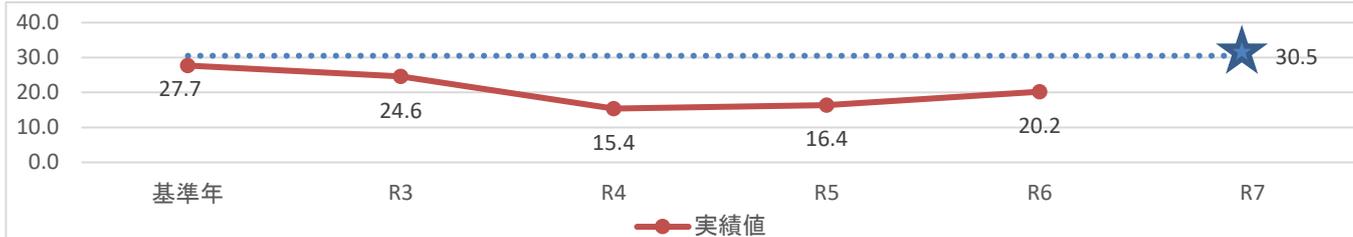


成果指標

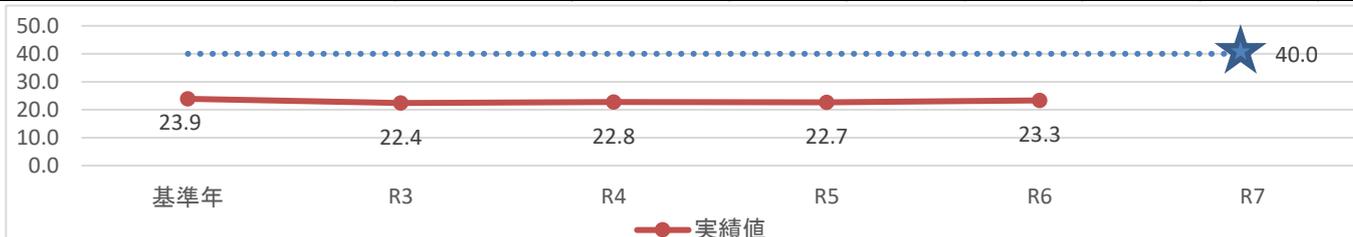
指標名	基準値(時期)	目標値	実績値					基準値からの傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合	74.3% (H28~R2年度平均)	75.0% (R7年度)	73.0	78.0	78.1	81.5	-	➔



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
社会全体で見ると男女平等であると 感じている市民の割合	27.7% (H28~R2年度 平均)	30.5% (R7年度)	24.6	15.4	16.4	20.2	-	➡



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
市の審議会等への女性委員の登用 率	23.9% (H28~R2年度 平均)	40.0% (R7年度)	22.4	22.8	22.7	23.3	-	➡



年度別 主な取組内容

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の高揚を図るための人権啓発資料の配布(人権問題特集号:153,000部、人権啓発リーフレット:約2,500部、パートナーシップ宣誓制度周知用冊子:約1,900部) ・児童虐待相談で改善した割合は91.0%(目標値88.0%) ・市民の「男女共同参画」に関する意識の醸成を図るための男女共同参画推進センター主催講座の開催(開催数:109回、受講者数:9,404人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の高揚を図るための人権啓発資料の配布(人権問題特集号:153,500部、人権啓発リーフレット:約3,500部、パートナーシップ宣誓制度周知用冊子:約1,500部) ・児童虐待相談で改善した割合は93.6%(目標値88.0%) ・市民の「男女共同参画」に関する意識の醸成を図るための男女共同参画推進センター主催講座の開催(開催数:130回、受講者数:11,370人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の人権意識の高揚を図るための人権啓発資料の配布(人権問題特集号:152,500部、人権啓発リーフレット:約3,300部、性的少数者の人権に関する啓発用ガイドブック:約1,800部) ・子育て家庭へ対応する「子ども家庭センター」と、こどもへ対応する「こども相談センター」を設置(令和6年4月) ・市民の「男女共同参画」に関する意識の醸成を図るための男女共同参画推進センター主催講座の開催(開催数:130回、受講者数:11,392人) 	

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F1-1	人権啓発を推進します
2025年度に めざす姿	対象	意 図
	市民が	人権について正しい知識を得る機会がある。
個別施策主管課名	人権男女共同参画室	

成果

① 人権啓発の強化

●インターネット上の人権侵害をはじめとした時代の変化を捉えた様々な人権侵害事例について、広報紙折り込みによる市内各世帯への配布や、人権啓発に係る研修会や会議、市民団体などの関係機関と連携したイベントにおける人権啓発資料の配布やホームページへの掲載を行ったことで、多くの市民へ啓発することができ、基本的な人権は誰もが持っている大切な権利であるという意識の醸成につながった。

●公民館や文化センターで人権啓発研修会や長崎人権学を開催し、390名が参加した(令和5年度375名)。また、小中学校及び社会教育施設への人権啓発リーフレット(10,000部)配布、人権ポスター展の開催(3,599点申し込み)により、幅広い年齢層の人権意識を高めることにつながった。

●授産製品販売促進事業「はあと屋」の運営を通じた授産製品の販売(売上額 令和6年度:33,721,040円、令和5年度:33,264,851円)や、長崎県美術館での「障害者アート作品展」の開催(来場者 令和6年度:1,202人、令和5年度:1,388人)を通じて、障害者に対する理解を促進することができた。

② 性的少数者に関する人権啓発

●性の多様性への理解を深めるため、性的少数者への配慮や対応等に関する内容を盛り込んだ新規採用職員研修を行った。研修終了後のアンケートで「人権問題についての関心や理解が深まった」と回答した割合が99.2%となり、一人ひとりの人権感覚及び性の多様性への理解を深める機会を提供することができた。

●長崎市パートナーシップ宣誓制度の周知及び活用、LGBT(※)の方々への理解を深めてもらうため、人権啓発に係る研修会や会議、市民団体などの関係機関と連携したイベントで幅広い市民にガイドブックを配布(約1,800部)したことにより、多くの市民に周知を図ることができ、性の多様性についての理解の促進につながった。

※LGBT…性的少数者の総称の一つ。性的指向や性自認において少数派の方々。女性に恋愛感情を抱く女性(レズビアン L)、男性に恋愛感情を抱く男性(ゲイ G)、男女両方に恋愛感情を抱く方(バイセクシュアル B)、出生時に割り当てられた性に違和感を持つ方(トランスジェンダー T)の頭文字で称される。

③ 啓発手法の検討

●人権問題講演会については、講演内容(「貧困」、「虐待」、「ネットトラブル」)が具体的にイメージできるタイトルとし、興味関心をもつ市民の参加を促すとともに、講演テーマに関連がある団体等にポスターを配布するなど、効果的な周知に努めたことで、市民が人権について考える機会を提供することができ、参加者の人権意識の醸成につながった。

●人権に関する講演会や啓発週間、記念日等の周知について、LINEなどのSNSでの発信、市庁舎1階の窓口番号案内表示システムでの放映、市庁舎19階ギャラリーウォールでのポスター・パネル等の展示を行うことにより、市民が人権に関する情報を得る機会を提供できた。

問題点とその要因

① 人権啓発の強化

●時代の変化を捉えた様々な人権侵害事例について、法務局や市民団体などの関係機関と連携し、様々な手法により啓発を行っているものの、インターネットやSNSの普及により、インターネット上のプライバシー侵害やSNSによる誹謗中傷、ヘイトスピーチやフェイクニュース等が全国的な社会問題となっているほか、子どもや高齢者、障害のある人などの社会的弱者に対する虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントをはじめとした多くのハラスメントが問題となるなど、人権侵害事例が依然として後を絶たない。

●子どもたちに向けた人権啓発の取組として、小中学生から募集した人権ポスターの入賞作品を使ったリーフレットを作成し配布しているが、配布対象を小学6年生、中学3年生としていたため、活用拡大につなげる工夫が十分ではない。

② 性的少数者に関する人権啓発

●市民意識調査において、パートナーシップ宣誓制度を知っていると回答した人の割合は令和5年度の16.8%から31.9%まで増加し、制度の周知・啓発について一定の成果が見られるものの、ホームページの掲載内容がわかりにくいことなどから、市民の認知度は全体の3割程度に留まっている。
(令和6年度市民意識調査結果:パートナーシップ宣誓制度を知っていると回答した割合 31.9%)

③ 啓発手法の検討

●人権問題講演会については、「人権」が難しいものと捉えられやすいことや、開催日が平日の昼間だったことなどから、参加者数が伸び悩んでいる。また、広報手段が広報紙やポスター・チラシなど紙媒体が中心であることなどから、主にSNSで情報収集を行う若年層の参加者が少ないなど、参加者の年代に偏りがある。

今後の取組方針

① 人権啓発の強化

継続 ●インターネット上のプライバシー侵害や様々なハラスメントなどの人権侵害事例について、引き続き法務局や市民団体などの関係機関と連携しながら様々な手法により啓発を行っていくことで、基本的な人権は誰しもが持っている大切な権利であることについて市民の意識を高めていく。

継続 ●幅広い年齢層の市民が様々な社会問題について考えることで、人権に関心を持ったり、意識を高めることができるように、市内の小中学校や社会教育施設に人権啓発リーフレットを配布したり、人権に関する研修会や講座等の開催を近隣自治体とも連携して周知するなど、関係機関と協力していく。

改善 ●人権啓発リーフレットの配布について、活用拡大につなげるため、小中学校の保護者に対してデジタル配信を行うとともに、子どもたちの学習用端末にデジタル配布するなど人権学習での活用ができるようデジタルを活用し配布を拡大することで、人権意識の向上を図る。

継続 ●障害者については、授産製品販売促進事業「はあと屋」の取組みや「障害者アート作品展」を広く周知することで、市民が障害者の授産製品やアート作品に触れる機会を増やし、障害者に対する更なる理解の促進を図る。

② 性的少数者に関する人権啓発

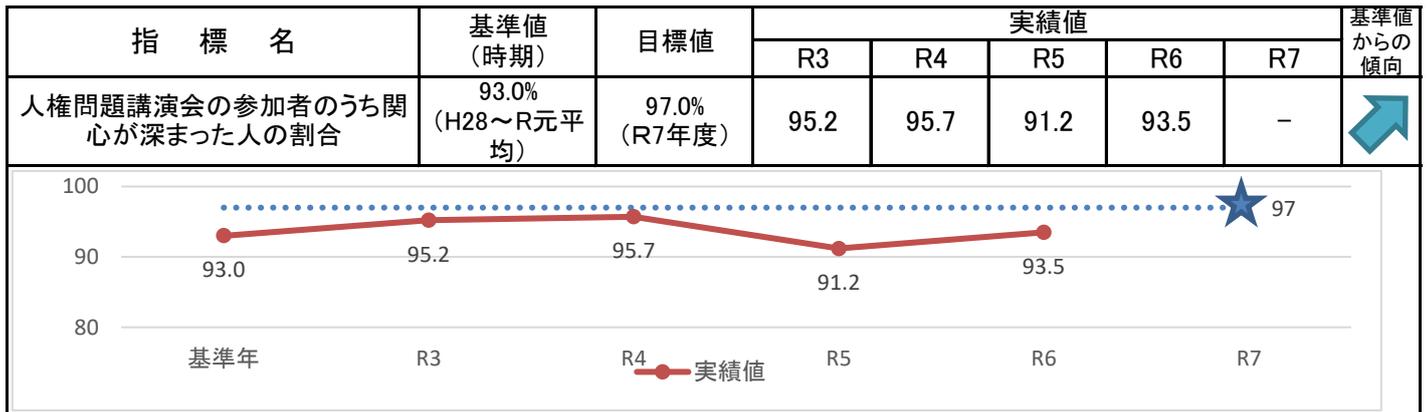
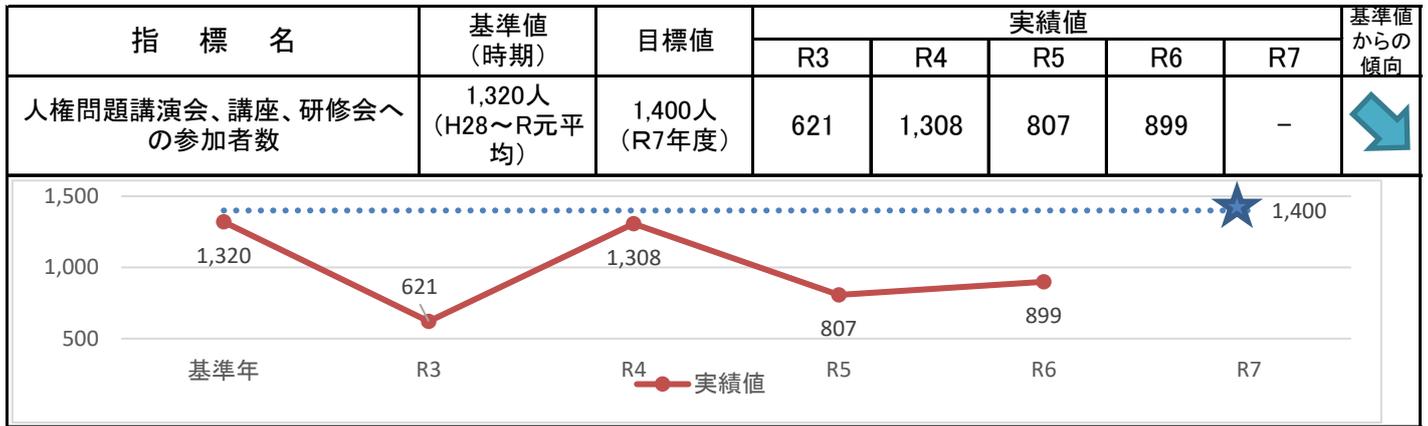
継続 ●性の多様性への理解を深めるため、新規採用職員研修や教職員研修を行うとともに、市民へのパートナーシップ宣誓制度の周知を図るため、機会を捉えて性的少数者の人権に関する啓発用ガイドブックを配布するなど、引き続き認知度の向上に努め、法務局や市民団体などの関係機関と連携した啓発を行う。また、必要な情報が入手しやすくなるよう、ホームページの掲載内容の充実を図る。

③ 啓発手法の検討

継続 ●人権問題講演会については、市民が興味を持つような人権課題や講師選定を行うとともに、幅広い年代に参加してもらえるよう、就学、就労世代も参加しやすい開催日時を検討や新たな周知先の開拓、各世代に合わせた広報媒体の活用を行う。

継続 ●様々な広報媒体を活用するとともに、大学や高校、公共施設等の多くの人の目に触れる場所へのポスター掲示を行うなど、市民が人権に関する情報を得る機会を増やす。また、担当職員が広報や啓発の研修を受講し、より伝わる啓発資料の作成につなげるなど、これまで人権に関する意識があまりなかった人にも届きやすい啓発手法の検討や啓発資料の充実を図る。

成果指標



施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	人権啓発活動費	人権男女共同参画室
	成果指標	人権問題講演会で人権について関心が深まった人の割合	<p>【長崎市人権問題講演会】</p>
	目標値	97.0%	
	実績値	93.5%	
	達成率	96.4%	
	成果指標・ 目標値の説明	人権問題講演会終了後に毎回実施するアンケートにより把握する「人権について関心が深まった人の割合」を成果指標とした。 講演内容や受講者の傾向から毎年度数値に変動があるため、コロナ禍前の直近4か年平均の約93.0%を基準値とし、平成28年度から令和元年度までのうち最も実績値の高い平成29年度の数値を目標値とした。	
	事業目的	市民の人権意識の高揚を図る。	
事業概要	人権に関する講演会等の開催や啓発資料を配布する。		
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題講演会の開催 中小規模講座の開催 人権啓発資料の作成(人権問題特集号:152,500部、リーフレット3,000部) 		
	決算(見込)額		2,331,327 円

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F1-2	人権侵害から市民を守ります
2025年度に めざす姿	対象	意 図
	市民が	人権侵害から守られている。
個別施策主管課名	人権男女共同参画室	

まち・ひと・しごと創生総合戦略施策

目標／具体的施策	
基2・(2)	子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる／子育ての環境を充実する

成果

① 被害を未然に防止するための取組み

★子育て家庭へ対応する「こども家庭センター」とこどもへ対応する「こども相談センター」を令和6年4月に設置し、それぞれ専用の相談窓口を設けて周知に努めたことで、相談件数の増につながった。また、母子保健分野と児童福祉分野の連携した合同ケース会議等を開催し、相談支援を手厚く行ったことで、悩みを抱えるこどもや子育て家庭の問題を深刻かつ複雑化することを未然に防いだ。

(こども・子育てに係る総合相談件数 延38,424件)
(LINE相談受付件数:429件 友だち登録:975人)
(こども本人からの相談(こども相談センター受付分):39件)

関連する総合戦略施策 基2・(2)

★親子支援ネットワーク地域協議会個別ケース会議を実施しそれぞれこども等に関する機関における互いの役割を理解し連携および協力して支援を行い、こどもや子育て家庭の問題を深刻かつ複雑化することを未然に防いだ。

(代表者会議:1回 実務者会議:10回 個別ケース会議532回)

関連する総合戦略施策 基2・(2)

●高齢者の介護者の負担軽減のため、家族介護教室を開催(35回)したことにより、介護者のストレス増大や孤立化を防ぎ、介護者による虐待の未然防止にもつながった。

●高齢者の権利擁護のため、高齢者の支援関係者向けに研修や講師派遣(計22回、参加者合計1,144名)を行うことで、支援者が人権侵害への気づきや理解を深めることができた。

●障害者やその家族、保護者等を対象に、市内5か所の事業所において相談支援事業を実施し、延べ59,076件(令和5年度:55,996件)の相談に対応し、障害福祉サービスの利用等の必要な支援につなげることで虐待等の被害の拡大を防止することができた。

●障害者に関して、障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、44件(令和5年度:43件)の通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行い、被害の拡大を防止することができた。

② 相談先の周知

●アマランス相談については、市のホームページや広報紙に情報を掲載するとともに、相談カードを庁内外の関係所属の窓口や地域センター、子育て支援センター、市民が利用する機会が多い市庁舎内1・2Fの女性用トイレや多目的トイレへ設置するなど、多くの市民に対し周知を図ることで、困ったときに相談できるという安心感につながっている。

★Instagram等デジタル媒体を活用し若い世代へLINE等を使った相談方法を周知したことで、子育て家庭やこどもがLINE等で気軽に相談が出来るようになり、不安軽減を図ることができている。

関連する総合戦略施策 基2・(2)

★長崎市内の国県私立学校小学4年及び中学1年のこども対象に相談先掲載クリアファイルの配布、小中学校長会や小中高等学校生徒指導部会等の関係機関・団体を対象にしたチラシや相談カードの配布・説明、ラジオ番組や長崎市広報誌等あらゆる周知媒体の活用などを通じて、新設した「こども相談センター」の周知を図ることができたことで、気軽に相談できるという安心感につながっている。

関連する総合戦略施策 基2・(2)

●市ホームページや広報ながさき、地域包括支援センターが発行する広報誌等で相談窓口を周知することにより、高齢者虐待や成年後見制度に関する相談につながった。

●障害者の相談支援事業については、市ホームページや「福祉のしおり」に相談機関の掲載を行い、障害者等への周知を図ることで、相談できるという安心感につながっている。

③ 相談体制の強化

●支援者(相談員)が、国や県等の研修会や関係機関等との会議に参加することで、支援者(相談者)の資質向上が図られ、相談機関間の連携や相談体制を強化することができた。

★こどもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるようにするため、こどもに関わる関係機関との定期的な連絡会議や長崎県児童相談所との人事交流を行ったことで、家庭からの相談だけでなく関係機関からの相談も増加傾向にあり、また、円滑な連携及び職員の資質向上につながり、相談体制の充実を図ることができた。

相談対応新規受理件数(令和5年度:2,226件→令和6年度:1,749件)

関連する総合戦略施策 基2・(2)

●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催(4回)し、高齢者虐待の実態や対応時の連携について協議を行うことができ、相談体制の強化につながった。

●公的な相談機関である「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」を設置したことで、市民や支援者にとって相談窓口が明確になった。

●障害者の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを中心に、地域における相談支援体制を強化することができた。

問題点とその要因

① 被害を未然に防止するための取組み

★保護者自身の心身の問題及び経済的な問題など、複雑かつ複合的な問題を抱える家庭環境下でこどもへの不適切な養育が生じているケースが増加している中、個々のケースを取り巻く関係機関が増えていることから連携・調整が煩雑になっており、相談対応に時間を要している。

関連する総合戦略施策 基2・(2)

●相談がない場合など介護者につながる手段がなく、潜在的な介護者の把握ができていないため、孤立や負担増大などの状況にある介護者の人権支援が適時・適切に行えないことが多い。

●障害者の相談支援については、委託相談支援事業所における相談件数が年々増えており、障害者の高齢化や重度化などに伴い内容も複雑化していることにより、5か所の委託相談支援事業所だけでは対応が困難なケースが生じている。

(相談件数:R6年度59,076人、R5年度55,996人、R4年度54,905件、R3年度52,130件、R2年度45,583件)

② 相談先の周知

●アマランス相談(配偶者暴力相談支援センター)の周知に関しては、広報紙や相談カードの設置など紙媒体が主であり、SNSでの周知が不足していることなどから、アマランス相談を知らないと回答した市民が約6割となっている。

(令和6年度市民意識調査:「アマランス相談」を知っている割合41.1%)

★こどもからの相談実績の手段別内訳はLINE相談が約80%を占める一方で、窓口相談や電話相談、メール相談による実績は極めて少ない。LINE利用の推奨年齢が12歳以上で小学生が利用できないことや、LINEを利用できる端末の所有に個人差があることなど、LINE相談には制限が生じており、こどもにとって相談のハードルが高くなっている。

関連する総合戦略施策 基2・(2)

③ 相談体制の強化

★核家族化、地域のつながりの希薄化等により、育児の孤立化や負担感が増すことで、多くの対応を必要とする様々な要因が複合的に絡み合う対応困難な相談が増加している。

関連する総合戦略施策 基2・(2)

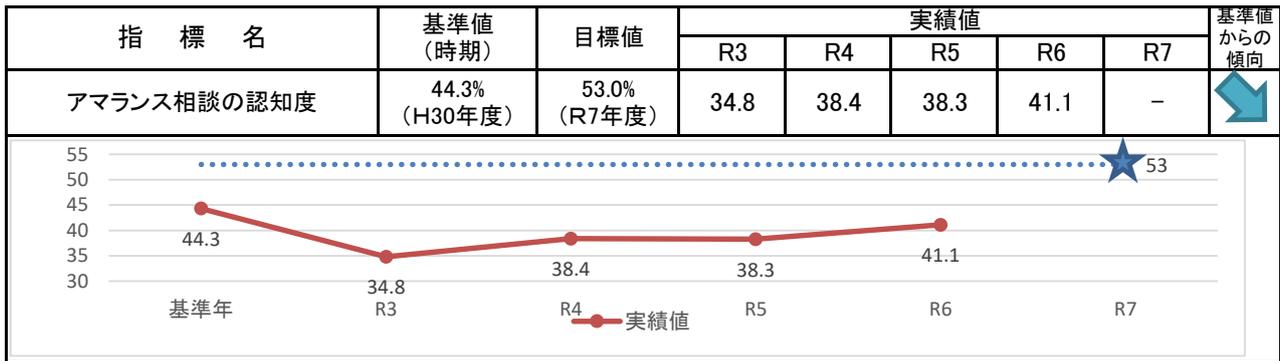
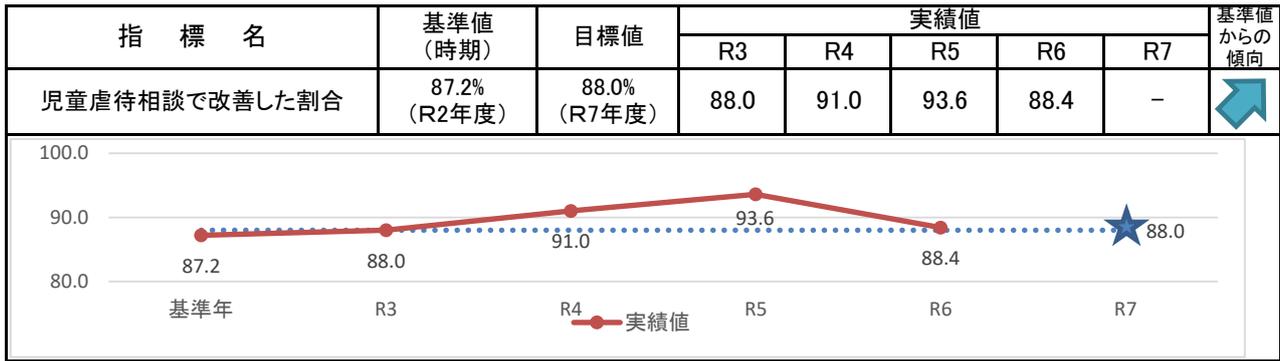
●高齢者の人権侵害の問題は家庭内で起こることが多く、表面化してから相談につながるが多いため、未然防止が難しい。

●障害者の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターについて、専門的な業務を行う人員の確保が難しく、相談支援体制の強化を図るための体制がとれていないため、他の事業所への助言や人材育成等の専門的な業務が十分に行えていない。

今後の取組方針

① 被害を未然に防止するための取組み	
継続	<p>★「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」、「長崎市子どもを守る連絡協議会」を中心に学校等関係機関との連携をさらに強化し、こどもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進する。</p> <p style="text-align: center;">関連する総合戦略施策 基2・(2)</p>
継続	<p>●高齢者の相談窓口である地域包括支援センターと民生委員やケアマネジャー等の地域関係者の協力により、支援を必要とする介護者の把握に努め、家族等介護教室や訪問等による個別支援等につなげる。</p>
継続	<p>●令和7年度から委託相談支援事業所を1か所増やして計6か所にするのと同時に、基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会などの場を活用して、引き続き相談支援事業所間及び関係機関等との連携を図り、相談支援の質の向上やスキル向上などを図る。</p>
② 相談先の周知	
継続	<p>●アマランス相談については、カードやチラシの設置場所を拡大するとともに、利用率の低い若年層にも知ってもらうためデジタル媒体を利用したさらなる周知を図る。</p>
新規	<p>★慣れ親しんだツールである一人一台学習者用端末に「こども相談アプリ」を導入することで、こどもがいつでも気軽に相談できる相談窓口の周知を図るとともに、こどもの悩みや不安に対応する。</p> <p style="text-align: center;">関連する総合戦略施策 基2・(2)</p>
継続	<p>★こどもや子育て家庭に対しては、インスタグラム等デジタル媒体を活用した効果的な周知広報を行っていく。</p> <p style="text-align: center;">関連する総合戦略施策 基2・(2)</p>
継続	<p>●障害者の相談支援事業について、引き続き市ホームページや「福祉のしおり」による周知を図る。</p>
③ 相談体制の強化	
継続	<p>●支援者(相談員)の資質向上のために研修等への参加を継続して行い、専門的な知識・技術のスキルアップを図るとともに関係機関と連携し情報共有・交換を行い、相談体制の強化を図る。また、相談支援機関向け研修を実施するなど、相談機関間の連携・体制の強化を図る。</p>
継続	<p>★こどもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるよう、引き続き職員の研修・人事交流などによりスキルアップを図るとともに、関係機関とさらに連携しながら相談体制の充実を図る。</p> <p style="text-align: center;">関連する総合戦略施策 基2・(2)</p>
継続	<p>★こどもへ対応する「こども相談センター」と子育て家庭へ対応する「こども家庭センター」の二つの機関により、こども・子育て専用ダイヤルやLINE相談等により、いつでも気軽に相談できる体制をさらに充実する。</p> <p style="text-align: center;">関連する総合戦略施策 基2・(2)</p>
継続	<p>●地域が成年後見制度を必要とする高齢者に気づき、相談につなげることができるよう、長崎市権利擁護・成年後見支援センターによる、制度及び相談窓口の周知・啓発と相談支援の機能強化・後見人の支援等を行う。</p>
継続	<p>●障害者の相談支援について、基幹相談支援センターの業務を担う専門的な人員の確保に努めながら、業務の拡充について検討を進める。</p>

成果指標



施策を推進する主な事業

事業名 担当課	男女生活相談費	人権男女共同参画室
成果指標	アマランス相談の認知度	 <p>【アマランス相談カード】</p>
目標値	53.0%	
実績値	41.1%	
達成率	77.5%	
成果指標・ 目標値の説明	平成30年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の、「DVを受けたときの相談窓口として知っているもの」の質問項目において、「長崎市役所(アマランス相談・市民相談)」を回答した割合が44.3%であることから、この数値を基準値として設定する。 計画期間中に毎年度3.0%ずつ増加し、令和7年度までに53.0%を達成することを目標とした。	
事業目的	家庭や職場等における性別における差別的取り扱い、DV、セクシュアルハラスメント等の人権被害等を受けた被害者が孤立して悩むことがないよう支援する。	
事業概要	女性相談員による一般相談のほか、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を行う。	
取組実績	一般相談 1,122件(うち女性への暴力125件、セクシュアルハラスメント4件)、 法律相談205件 心の健康相談44件 計1,371件	
	決算(見込)額	9,388,721 円

事業名 担当課	こども家庭センター運営費		子育てサポート課	
成果指標	児童虐待相談で改善した割合(児童虐待相談において適切な支援につなげた割合)		 <p>【子ども・子育てイーカオ相談】</p>	
目標値	88.00%			
総事業進捗率	88.40%			
達成率	100.45%			
当該年度執行率	<p>虐待は児童に対する極めて重大な人権侵害である。早期対応が重要であることから、虐待相談の実対応件数のうち、相談員による適切な対応により改善したもの、早期解決のためにより適切な専門機関等へ引き継ぐ支援をしたものの割合を成果指標とした(支援終了件数/実対応件数)。処遇困難ケースが増加している状態を考慮し、基準値76.6%(平成27年度)から、初年度を1.6ポイント増、その後は毎年1.7ポイント増としていたが目標値を上回る状況が続いたため、令和3年度より88.0%を目標としている。</p>			
成果指標・ 目標値の説明	保育所、学校等の児童に係る関係機関及び市民の児童虐待防止に対する意識を高め、児童虐待の発生防止、早期発見・改善に努める			
事業目的	児童虐待のおそれのあるの支援対象家庭等への相談対応・親子支援ネットワーク地域協議会の開催			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談対応実件数594件/延べ対応件数13,453件 ・親子支援ネットワーク地域協議会(代表者会議:1回 実務者会議:10回 個別ケース会議532回) 			
取組実績	決算(見込)額	32,295,251 円		

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F1-3	男女共同参画に関する意識の醸成を図ります	
2025年度に めざす姿	対 象		意 象 図
	市民が		男女共同参画について理解を深め、その実現に向けて行動している。
個別施策主管課名	人権男女共同参画室		

まち・ひと・しごと創生総合戦略施策

目標／具体的施策	
基1・(1)	経済を強くし、新しいひとの流れをつくる／魅力ある仕事をつくる
基2・(2)	子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる／子育ての環境を充実する

成果

① 男女共同参画の推進に関する講座の実施

★講座参加者を募集する際に、チラシやホームページ等に概要を分かりやすく記載することで、参加者が自分のニーズに合った講座を選択し、受講することができた。また、講座実施の際に、後方の受講者にも内容が伝わりやすくなるよう中間にモニターを設置するなど受講環境の改善に努めることで、講座受講者の満足度と理解度はともに高い水準(満足度:93.9%、理解度:94.0%)を維持しており、より多くの市民に理解してもらえるような講座を実施することができた。また、男女共同参画意識を高めるために、公式SNS(インスタグラム、フェイスブック)の継続的な更新に加え、ラジオ、テレビ、新聞にて主催講座の情報をタイムリーに発信する等、積極的な啓発活動を行った。

関連する総合戦略施策 基1・(1) 基2・(2)

★アマランスフェスタ基調講演については、講師に著名人を選定し、精神科医としての経験をもとに自分らしく生きられるコツなどについて講演いただく内容としたことで、受講者が370人と大幅に増加(令和5年度:150人)し、より多くの市民へ意識の醸成を図ることができた。

関連する総合戦略施策 基1・(1) 基2・(2)

② デートDV防止授業の実施

●デートDVの防止に向けた若年層からの意識の醸成を図るため、市内中学校(19校)、高等学校(5校)及び専門学校(1校)でデートDV防止授業を計25回実施(令和5年度実施校23校、実施回数23回)した。講座受講者のうち「役に立った」と答えた人の割合が約9割となっており、「デートDV」の実態及び防止について若年層に広く啓発を図ることができた。

問題点とその要因

① 男女共同参画の推進に関する講座の実施

★アマランスフェスタ基調講演については、広く市民に対して周知を図るほか、講演内容に応じた関係機関等にも周知しているものの、SNSでの周知が不足していたことなどから若年層の受講者が少なかった。

関連する総合戦略施策 基1・(1) 基2・(2)

② デートDV防止授業の実施

●デートDV防止授業の実施については、学校本来の授業時間に余裕がないなど、各学校の状況により実施できないこと、また、当授業に関する周知や呼びかけがまだまだ不足していることにより、授業の実施率は市立中学校37校中17校と4割程度にとどまっている。

今後の取組方針

① 男女共同参画の推進に関する講座の実施

継続 ★男女共同参画の推進に関する講座の実施については、「男女共同参画」をより身近なこととして興味を持ってもらえるような講座内容にするなど、工夫をすることで引き続き受講者の満足度及び理解度の向上に努める。
 関連する総合戦略施策 基1・(1) 基2・(2)

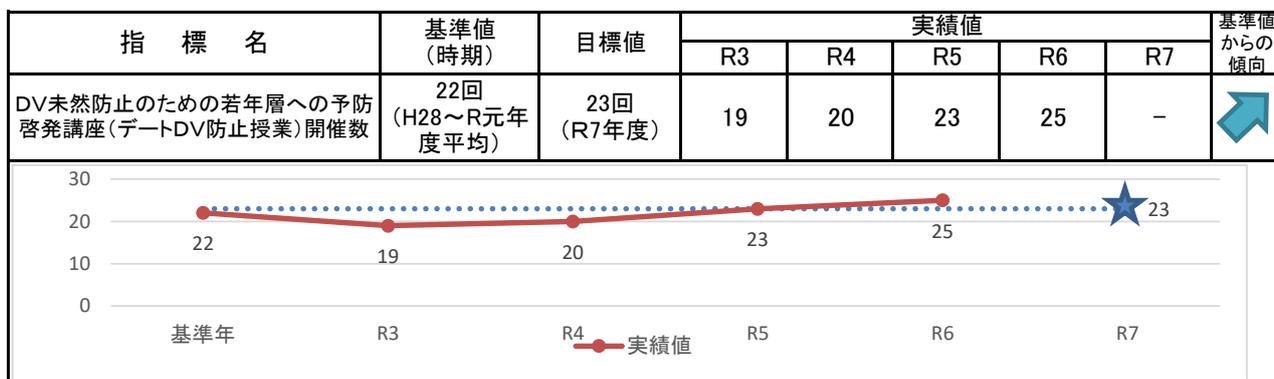
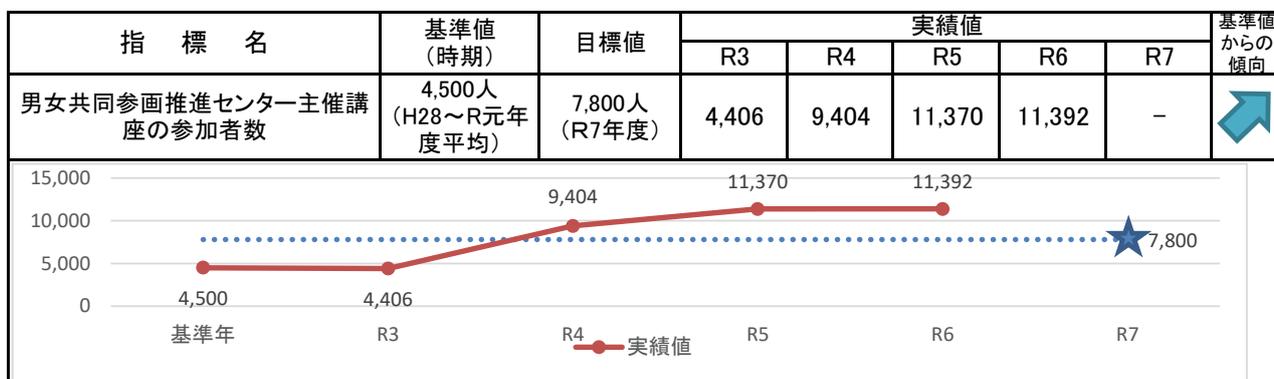
継続 ★アマランスフェスタ基調講演については、若年層が興味を持つような講演内容の検討及び講師を選定するとともに、SNSを積極的に活用した広報活動を行い、学校、事業所、市民活動団体などにも周知を依頼するなど、より一層連携を深めることで、若年層の参加者の増加に努める。また、講演内容に応じた関係機関等への周知を継続して行う。
 関連する総合戦略施策 基1・(1) 基2・(2)

継続 ●女性の積極的な登用に向けて、事業者及び市民に対して意識の醸成を図るための情報発信や講座等を実施するとともに、市役所内でも女性の活躍推進に努める。

② デートDV防止授業の実施

継続 ●デートDV防止授業の実施については、引き続き、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と協力し、市立中学校に対して、講座やロールプレイの実施などデートDVを理解しやすい内容であることを説明し、全中学校での実施を呼びかける。

成果指標



施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	啓発広報費	人権男女共同参画室
	成果指標	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	 <p>【アマランスフェスタ】</p>
	目標値	7,800人	
	実績値	11,392人	
	達成率	146.10%	
	成果指標・ 目標値の説明	コロナ禍で影響があった令和2年度を除く平成30年度から令和4年度の基準値(7,120人)を基本としながら、受講者の伸び率を勘案して目標値を定めた。	
	事業目的	市民の男女共同参画の意識の醸成を図る。	
	事業概要	男女がお互いに尊重し、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画できる健全な社会の構築に向け、男女共同参画の内容や必要性について市民及び事業者が理解を深めるための啓発を行う。	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進センター主催講座の開催(開催数:130回、受講者数:11,392人) ・アマランスフェスタの開催(基調講演及び各種講座参加者数:1,443人) ・男女イキイキ企業表彰の実施(表彰事業所:3事業所) ・男女共同参画啓発紙の作成(男女共同参画推進特集号:153,000部) 		
	決算(見込)額	2,336,720	円